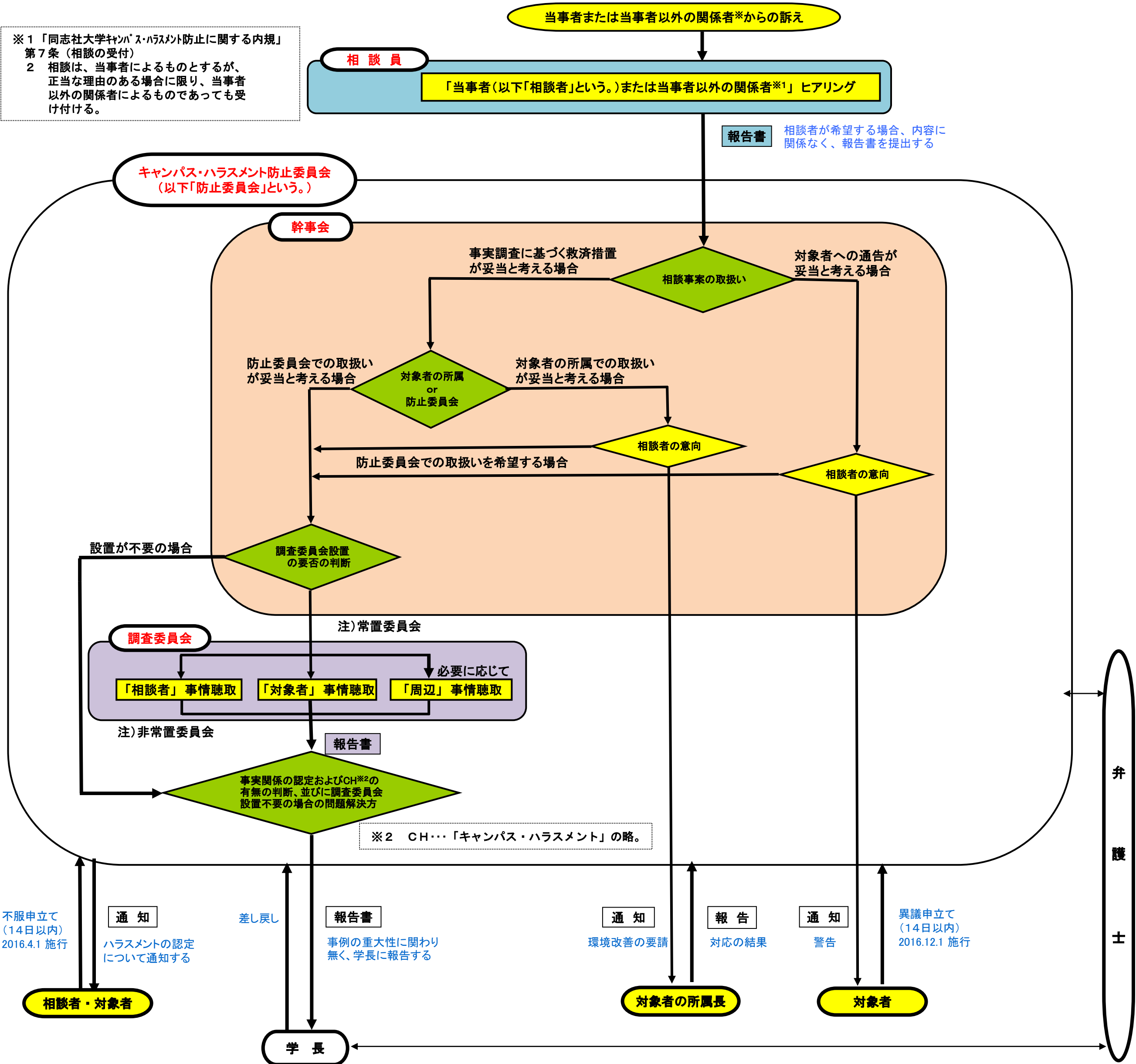


同志社大学キャンパス・ハラスメント防止対応 フロー図

※1 「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する内規」第7条（相談の受付）
 2 相談は、当事者によるものとするが、正当な理由のある場合に限る、当事者以外の関係者によるものであっても受け付ける。



※2 CH…「キャンパス・ハラスメント」の略。

「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する内規」第20条（大学の措置）
 1 学長は、第8条第3項及び第5項に定める報告を受け、必要な措置を講じるものとする。

不服申立て
(14日以内)
2016.4.1 施行

通知
ハラスメントの認定
について通知する

報告書
事例の重大性に関わり
無く、学長に報告する

通知
環境改善の要請

報告
対応の結果

通知
警告

通知
異議申立て
(14日以内)
2016.12.1 施行

弁
護
士